

景観法と文化的景観

H17年3月 (株)グリーンシグマ

1. 文化財の体系

文化財の種類、指定・選定・登録

文化財保護法では、文化財を「有形文化財」「無形文化財」「民俗文化財」「記念物」及び「伝統的建造物群」と定義し、これらのうち重要なものを、重要文化財、史跡名勝天然記念物等として国が指定選定し重点的な保護の対象としている。

このほか、近代を中心にした身近な文化財建造物を、登録有形文化財として登録し、その保護がなされている。

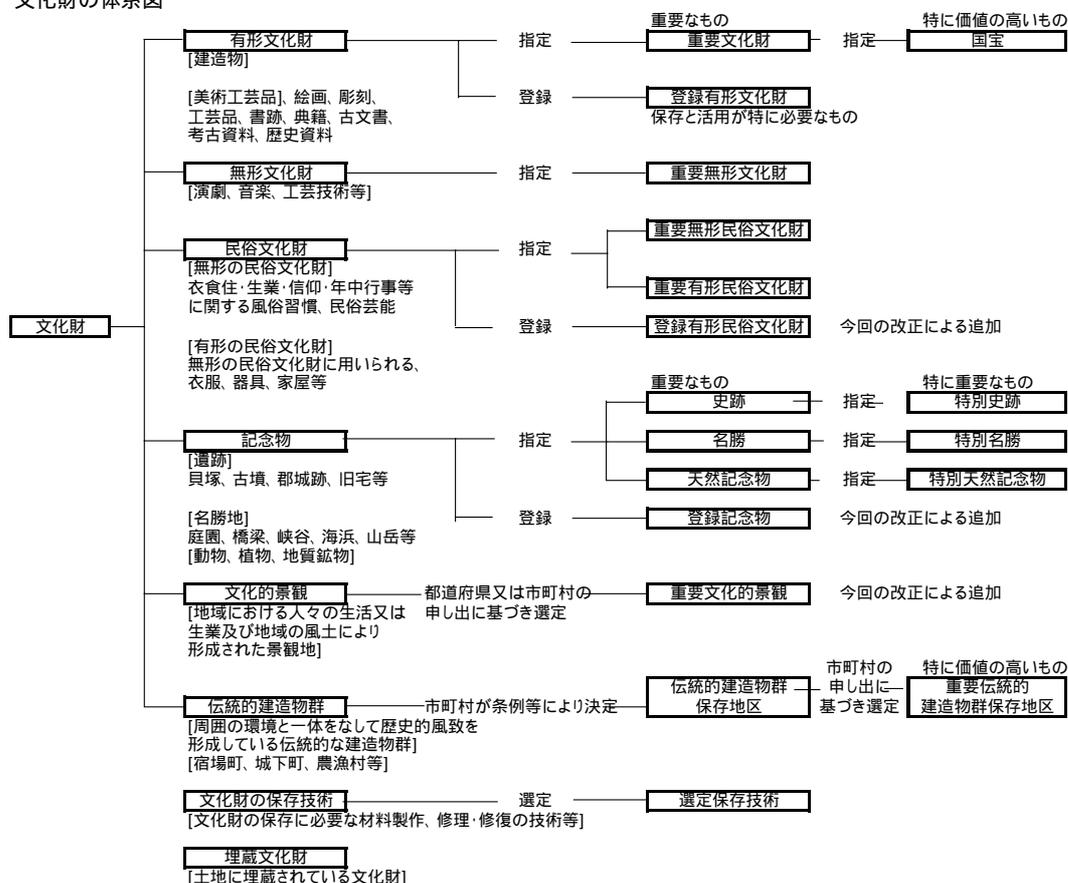
また、無形文化財、無形民俗文化財では、指定のほかに記録作成等の措置を講ずべきものを文化庁長官が選択し、その記録が作成されている。

このほか、土地に埋蔵されている文化財（埋蔵文化財）文化財の保存・修理に欠くことのできない伝統的な技術・技能（文化財保存技術）も保護の対象とされている。

また、平成16年5月には改正文化財保護法が公布され、「文化的景観」といった、新しい概念の文化財が盛り込まれ、文化財の概念が拡大している。

以下に、今回された新たな文化財の体系図を示す。

文化財の体系図



公布 平成16年5月28日
施行 平成17年4月1日

国が指定等を行った文化財の件数は次頁にあげる「文化財指定等の件数」のとおりである。国が指定等した文化財については、その種類に応じて、現状変更等に一定の制限が課される一方、修理等に対する国庫補助を行うなど、保存及び活用のため必要な各種の措置を講じている。

2. 全国の重要文化財の現況

文化財指定等の件数

(平成17年2月1日現在)

1. 国宝・重要文化財

| 種別 / 区分 | 国 宝 | 重要文化財 |
|---------|--------|----------|
| 絵 画 | 157 | 1,940 |
| 彫 刻 | 125 | 2,601 |
| 工 芸 品 | 252 | 2,393 |
| 書 跡・典 籍 | 223 | 1,847 |
| 古 文 書 | 59 | 708 |
| 考 古 資 料 | 40 | 545 |
| 歴 史 資 料 | 1 | 132 |
| 計 | 857 | 10,166 |
| 建 造 物 | (256棟) | (3,911棟) |
| | 212 | 2,269 |
| 合 計 | 1,069 | 12,435 |

2. 史跡名勝天然記念物

| | | | |
|---------|-----|-------|-------|
| 特 別 史 跡 | 60 | 史 跡 | 1,510 |
| 特 別 名 勝 | 29 | 名 勝 | 290 |
| 特別天然記念物 | 72 | 天然記念物 | 931 |
| 計 | 161 | 計 | 2,731 |

3. 重要無形文化財

| | 各 個 認 定 | | 保 持 団 体 等 認 定 | |
|---------|---------|-----------|---------------|--------|
| | 指定件数 | 保持者数 | 指定件数 | 保持団体等数 |
| | (件) | (人) | (件) | (団体) |
| 芸 能 | 38 | 58 (58) | 11 | 11 |
| 工 芸 技 術 | 45 | 54 (53) | 14 | 14 |
| 合 計 | 83 | 112 (111) | 25 | 25 |

4. 重要有形民俗文化財 201

5. 重要無形民俗文化財 229

【選 定】

1. 重要伝統的建造物群保存地区 66地区

2. 選定保存技術

| 保 持 者 | | 保 存 団 体 | |
|-------|-----|---------|--------|
| (件) | (人) | (件) | (団体) |
| 46 | 50 | 23 | 25(23) |

(注) 保存団体には重複認定があり()内は実団体件数を示す。

【登 録】

登録有形文化財 4,419

3. 文化財の保護とその活用

文化財の概念の拡大（登録文化財制度の誕生）

近年、わが国においては国土開発、都市計画の進展、生活様式の変化により、多くの歴史的な建造物や構造物が社会的に認識、評価される間もなく消滅の危機に晒されている。

こうした歴史的遺産としての建造物等を再評価し、保存・継承していくことは、将来を担う次の世代に対する我々の責任でもある。

平成 8 年度に文化財保護法改正により発足した有形文化財の登録制度（文化財保護法第 56 条の 2～第 56 条 2 の 11、以下：登録文化財制度）はこの様な多くの歴史的建造物を掘起こし、緩やかな保存と積極的な活用を目指した制度である。

指定制度と登録制度

これまで、地域の歴史的遺産の文化財指定は、基礎調査報告等を基に厳選された中での選定であったが、登録文化財制度では、一定の条件さえ満たせばその数は基本的には制限がない。一言で言えば「ゆるやかに守り、積極的な活用を計る」制度である。

つまり、文化財に対する啓発と普及を基に定められており、平成 17 年 2 月 1 日までに全国で 4,419 棟が登録（官報告示並びに文化財保護審議会より答申）されている。

登録基準

登録文化財制度にあてはまる対象物件は、建造物や土木構築物及びその他の工作物の中で、基準として概ね築後 50 年を経過しているもので、更に次の条件のうち 1 つ以上を有しているものである。

1. 国土の歴史的景観に寄与しているもの

- ・特別な愛称などで広く親しまれている場合
- ・その土地を知るのに役立つ場合
- ・絵画などの芸術作品に登場する場合

2. 造形の規範となっているもの

- ・デザインが優れている場合
- ・著名な設計者や施工者が係わった場合
- ・後に数多く造られるものの初期の作品
- ・時代や建造物の種類の特徴を示す場合

3. 再現することが容易でないもの

- ・優れた技術が用いられている場合
- ・現在では珍しくなった技術や技能が用いられている場合
- ・珍しい形やデザインで他に同じような例が少ない場合

優遇措置

- ・ 保存活用のための設計監理料の 1/2 を国が補助してくれる。
- ・ 市町村が家屋の固定資産税の 1/2 以内を減税できる。
- ・ 改修に必要な資金を低利で融資してもらえる。
- ・ 文化財登録を表示するプレートが文化庁より交付される。

登録有形文化財（建造物）登録件数

文化庁ホームページ（<http://www.bunka.go.jp/index.html>）より

平成 17 年 2 月 1 日現在

| 建築物 | 土木 構造物 | その他の 工作物 | 計 |
|-------|-----------|-------------|-------|
| 3,581 | 263 | 575 | 4,419 |

時代別

| 江戸 | 明治 | 大正 | 昭和 | 計 |
|-----|-------|-------|-------|-------|
| 656 | 1,432 | 1,071 | 1,260 | 4,419 |

種別

| 産業 | | | 交通 | 官公 庁舎 | 学校 | 生活 関連 | 文化 福祉 | 住宅 | 宗教 | 治山 治水 | 他 | 計 |
|----|-----|-----|-----|----------|-----|----------|----------|------|-----|----------|----|-------|
| 1次 | 2次 | 3次 | | | | | | | | | | |
| 77 | 462 | 616 | 143 | 82 | 148 | 161 | 160 | 2005 | 429 | 84 | 52 | 4,419 |

| 都道府県 | 登録件数 |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|
| 北海道 | 50 | 埼玉 | 85 | 岐阜 | 52 | 鳥取 | 74 | 佐賀 | 49 |
| 青森 | 27 | 千葉 | 61 | 静岡 | 93 | 島根 | 28 | 長崎 | 37 |
| 岩手 | 56 | 東京 | 179 | 愛知 | 155 | 岡山 | 89 | 熊本 | 74 |
| 宮城 | 49 | 神奈川 | 83 | 三重 | 47 | 広島 | 64 | 大分 | 101 |
| 秋田 | 107 | 新潟 | 173 | 滋賀 | 226 | 山口 | 45 | 宮崎 | 29 |
| 山形 | 54 | 富山 | 72 | 京都 | 186 | 徳島 | 49 | 鹿児島 | 16 |
| 福島 | 74 | 石川 | 123 | 大阪 | 306 | 香川 | 230 | 沖縄 | 2 |
| 茨城 | 159 | 福井 | 34 | 兵庫 | 184 | 愛媛 | 60 | | |
| 栃木 | 112 | 山梨 | 47 | 奈良 | 88 | 高知 | 181 | | |
| 群馬 | 122 | 長野 | 180 | 和歌山 | 68 | 福岡 | 39 | 合計 | 4,419 |

又、これまでは、登録制度は有形文化財の建造物と美術工芸品のみについての制度であったが、平成 16 年の法改正（平成 17 年 4 月施行）により、登録制度が「民俗文化財」と「記念物」の分野にまで拡大され、さらにその保存と活用の手が広げられることになる。

4. 文化庁による文化財の保護

文化庁ホームページ (<http://www.bunka.go.jp/index.html>) より抜粋

重要文化財（建造物）保存活用計画の策定について

文化庁では重要文化財（建造物）の保存と活用について一層の充実を図るため、所有者等が重要文化財（建造物）の保存活用計画を策定する際に考慮すべき事項や必要な手続に係る「重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針」を定めている。

保存活用計画は、所有者等が重要文化財（建造物）の現状と課題を把握し、保存・活用を図るために必要な事項や、所有者等が自主的に行うことのできる範囲等を明らかにし、また、これらに関して所有者等・関係地方公共団体・文化庁等の間の合意を形成しておくことによって、所有者等による自主的な保存と活用が円滑に促進されることを目的とするものであり、所有者等が「重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針」を参照のうえ自主的に策定することが望まれている。

重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針

重要文化財（建造物）の活用について

文化財保護法第1条では、この法律の目的を「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること」と規定しており、保存と活用は文化財保護の重要な柱と位置づけている。

しかし、文化財（建造物）の活用については現在必ずしも十分な状況になく、今後の活用の促進に関する施策の充実が強く求められている。

文化庁文化財保護部では、学識経験者等から成る「重要文化財（建造物）の活用指針に関する調査研究協力者会議」を組織し、対策を検討し、「重要文化財（建造物）の活用に対する基本的な考え方（報告）」を取りまとめている。

この報告は、今後の重要文化財（建造物）の活用施策についての基本的な提言であり、文化庁としては今後の施策に生かすべく、さらに具体的な検討を続けている。

また、文化庁では、この報告を踏まえ、重要文化財（建造物）の活用計画に係る基準を策定するための具体的な検討を進めること、及び既に活用されており今後の参考となるものについて活用事例集をとりまとめることを予定している。

5. 最近の文化財保護と活用の動向

文化財の概念の更なる拡大（文化的景観について）

平成 16 年 5 月 28 日に公布された「改正文化財保護法」においては、新たに「文化的景観」という分野が設けられ、「地域における人々の生活又は生業及び地域の風土により形成された景観地」が文化財として位置付けられることになった。

その背景には、我が国の産業・社会構造や国民の生活意識の変化により、失われつつある、郷土の文化的な景観、生活・生産の製作技術、近代の文化遺産などがあり、これらは、これまでの文化財の概念だけでは十分に捉えられず、新たな保護手法が必要であるといったことがあった。

保護の対象となるものは、人々のなりわいと自然との関わりの中で作り出された景観であり、植林地や棚田、里山など、これまでの文化財の概念では、取上げられなかったものも含まれる。

又、この法改正と時期を同じくして、国土交通省により「景観法」制定の動きもあり、文化財保護と協力して、良好な景観を保護して行くことができる。

景観法の概要

景観法制定の背景には、全国で 500 近くの地方公共団体が自主的に景観条例を制定するなど、積極的に警官の整備や保全に対する取組みが見られるなか、条例の根拠となる基本法制定の要望などがあった。

これらを受け、政府（H15.7 関係閣僚会議）による「観光立国行動計画」や、国土交通省による「美しい国づくり政策大綱」（H15.7）の制定によって、景観に関する基本的かつ総合的な法律として「景観法」が平成 16 年 6 月に制定された。（平成 16 年 6 月 11 日成立、同 6 月 18 日公布、同 12 月 17 日より施行）

この法律の目的としては、法第一条に次のように述べられている。

「この法律は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。」

この法律には、国、地方公共団体、住民、事業者の責務が明記され、良好な景観形成に向けた、施策の策定や施策への協力が求められることになる。

又、同法においては、景観行政団体（地方公共団体等）は、景観計画を策定し、住民等は景観計画の提案をすることができる。景観計画においては、「景観計画区域」または都市計画において「景観地区」を定めることができる。

そして、先にあげた、「改正文化財保護法」の中では、こうして定められた、「景観計画区域」や「景観地区」にある「文化的景観」のうち、地方公共団体による申し出に基づいて、特に重要なものを「重要文化的景観」として選定することができるなど、互いに協力して行くことが、謳われているのである。